

## 令和5年度に改定を予定している計画について

番号	名 称	概 要	計画期間	担 当 課
1	徳島県 地域福祉支援計画	「社会福祉法」第108条第1項に基づき、広域的な見地から市町村の地域福祉の推進を支援するための県の取組について基本的な考え方・方針を示した計画	R 6～10 (5か年)	国保・地域共生課
2	徳島県 自殺対策基本計画	「自殺対策基本法」第13条第1項に基づき、国の自殺総合対策大綱と地域の実情を勘案して定める県の自殺対策に関する基本計画	R 6～10 (5か年)	国保・地域共生課
3	徳島県 国民健康保険 運営方針	「国民健康保険法」第82条の2第1項に基づき、国民健康保険の持続的かつ安定的な財政運営や、効率的な事業運営を確保するための運営方針	R 6～11 (6か年)	国保・地域共生課
4	徳島県 医療費適正化計画	「高齢者の医療の確保に関する法律」第9条第1項に基づき、国の基本方針を勘案し、県民の健康の保持の推進と医療の効率的な提供の推進を図るための計画	R 6～11 (6か年)	国保・地域共生課
5	徳島県 保健医療計画	「医療法」第30条の4第1項に基づき、国の基本方針に即し、地域の実情に応じて定める県の保健医療に関する基本計画	R 6～11 (6か年)	医療政策課
6	健康徳島21	「健康増進法」第8条第1項に基づき、国の基本方針を勘案し、県民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を重点目標として「生涯健康とくしま」を目指した計画	R 6～11 (6か年)	健康づくり課
7	徳島県 がん対策推進計画	「がん対策基本法」第12条第1項に基づき、国計画を基本とし、県のがん医療、がんの予防およびがんの早期発見などのがん対策を推進するための計画	R 6～11 (6か年)	健康づくり課
8	徳島県 歯科口腔保健 推進計画	「歯科口腔保健の推進に関する法律」第13条第1項に基づき、国の基本的事項を勘案し、「笑顔が踊るとくしま歯と口腔の健康づくり推進条例」の基本計画として、県民一人ひとりのライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりや推進体制等の具体的施策を示した計画	R 6～11 (6か年)	健康づくり課
9	徳島県 健康障がい対策 推進計画	「アルコール健康障害対策基本法」第14条第1項に基づき、国計画を基本とし、地域の実情に即した県のアルコール健康障がい対策に関する計画	R 6～11 (6か年)	健康づくり課
10	徳島県 ギャンブル 依存症対策 推進計画	「ギャンブル等依存症対策基本法」第13条第1項に基づき、国計画を基本とし、地域の実情に即した県のギャンブル等依存症対策に関する計画	R 6～11 (6か年)	健康づくり課
11	徳島県 循環器病 対策推進 計画	「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」第11条第1項に基づき、国計画を基本とし、県の循環器病の予防、循環器病患者に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制充実等、循環器病対策に関する計画	R 6～11 (6か年)	健康づくり課
12	徳島県 肝炎対策 推進計画	「肝炎対策基本法」の趣旨、国の基本指針を踏まえ、ウイルス性肝炎の予防・検査・治療等、県の総合的な肝炎対策を推進するための計画	R 6～11 (6か年)	感染症対策課
13	徳島県 感染症 予防計画	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第10条第1項に基づき、国の基本指針に即し、県の感染症の予防のための施策の実施に関する基本的な計画	R 6～11 (6か年)	感染症対策課
14	とくしま 高齢者 いきいき プラン	「老人福祉法」第20条の9第1項及び第5項並びに「介護保険法」第118条第1項に基づき、市町村等が行う介護保険事業の円滑な実施を支援し、高齢者保健福祉に係る各種施策の推進方策を示す一体的な計画	R 6～8 (3か年)	長寿いきがい課
15	徳島県 障がい者 基本計画	「障害者基本法」第11条第2項、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第89条第1項、「児童福祉法」第33条の22第1項の規定に基づき、国の基本計画や基本指針を踏まえ、「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」の実施計画としても位置づけた、県の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画	R 6～11 (6か年)	障がい福祉課

## 「徳島県地域福祉支援計画」の改定について

### 1 計画改定の趣旨

平成 31 年 3 月に策定した現計画（第 3 期）の計画期間が今年度末で終了することから、社会環境の変化や各種制度の改正を反映し、計画を改定する。

### 2 計画期間

令和 6 年度から令和 10 年度（5 か年）

### 3 現計画の主な内容

- ① 計画の趣旨
- ② 計画改定の基本的な考え方
- ③ 地域福祉推進の支援施策
- ④ 計画の推進体制
- ⑤ 市町村地域福祉計画ガイドライン

### 4 スケジュール案

- |              |              |
|--------------|--------------|
| ・ 11 月議会     | 素案報告         |
| ・ 12 月～翌 1 月 | パブリックコメントの実施 |
| ・ 2 月議会      | 最終案報告        |
| ・ 3 月        | 計画改定         |

## 「徳島県自殺対策基本計画」の改定について

### 1 計画改定の趣旨

平成 31 年 3 月に策定した現計画の計画期間が本年度末で終了することから、令和 4 年 10 月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」の内容及び本県の実情を踏まえ、計画を改定する。

### 2 計画期間

令和 6 年度から令和 10 年度（5 か年）

### 3 現計画の主な内容

- ① 計画の趣旨
- ② 徳島県における自殺の現状
- ③ 自殺対策の方向性
- ④ 具体的な取組
- ⑤ 推進体制等

### 4 スケジュール案

- |              |              |
|--------------|--------------|
| ・ 11 月議会     | 素案報告         |
| ・ 12 月～翌 1 月 | パブリックコメントの実施 |
| ・ 2 月議会      | 最終案報告        |
| ・ 3 月        | 計画改定         |

## 「徳島県国民健康保険運営方針」の改定について

### 1 計画改定の趣旨

「国民健康保険法」第 8 2 条の 2 第 1 項に基づき、県及び市町村が連携し、引き続き、国保運営の持続的かつ安定的運営や、効率的な事業運営を確保するため、運営方針を改定する。

### 2 計画期間

令和 6 年度から令和 1 1 年度（6 か年）

### 3 現計画の主な内容

- ① 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し
- ② 市町村における保険料（税）の標準的な算定方法
- ③ 市町村における保険料の徴収の適正な実施
- ④ 市町村における保険給付の適正な実施

### 4 スケジュール案

- |               |              |
|---------------|--------------|
| ・ 1 1 月 議会    | 素案報告         |
| ・ 1 2 月～翌 1 月 | パブリックコメントの実施 |
| ・ 2 月 議会      | 最終案報告        |
| ・ 3 月         | 計画改定         |

## 「徳島県医療費適正化計画」の改定について

### 1 計画改定の趣旨

「高齢者の医療の確保に関する法律」第 9 条第 1 項に基づき、県民の健康の保持の推進と、医療の効率的な提供の推進を図るため、国の示した基本方針の改正を踏まえ、本計画を改定する。

### 2 計画期間

令和 6 年度から令和 11 年度（6 か年）

### 3 現計画の主な内容

- ① 県民の健康の保持の推進に関する目標
- ② 医療の効率的な提供の推進に関する目標

### 4 スケジュール案

- ・ 11 月議会 素案報告
- ・ 12 月～翌 1 月 パブリックコメントの実施
- ・ 2 月議会 最終案報告
- ・ 3 月 計画改定

## 「第 8 次徳島県保健医療計画」の策定について

### 1 計画改定の趣旨

医療機能の分化・連携を推進し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることを目的として、医療法第 30 条の 4 に基づき、徳島県保健医療計画を策定している。

現計画（第 7 次計画）の策定から 6 年が経過し、急速な高齢化の進展による医療需要の急増が見込まれる中、県民にとって過不足のない医療サービスを提供するため、「第 8 次徳島県保健医療計画」の策定を行うこととした。

### 2 計画期間

令和 6 年度から令和 11 年度（6 か年）

### 3 計画の骨子（主な内容）

- ・ 5 疾病・6 事業及び在宅医療の目標及び医療連携体制
  - ※ 5 疾病：がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患
  - ※ 6 事業：救急医療、小児医療、周産期医療、災害医療、  
新興感染症発生・まん延時における医療、へき地医療
- ・ 病床の整備を図るべき区域の設定、基準病床数
- ・ 医師、医療従事者の確保
- ・ 外来医療に係る医療提供体制の確保 など

#### 【主な改正点】

- ・ 「新興感染症対応」を追加
- ・ 5 疾病・6 事業及び在宅医療について、施策と成果の関係を体系的に図式化する「ロジックモデル」の活用
- ・ 令和 2 年に保健医療計画の別冊として策定した、「医師確保計画」及び「外来医療計画」を計画本体へ統合

### 4 スケジュール案

- |              |              |
|--------------|--------------|
| ・ 11 月議会     | 素案報告         |
| ・ 12 月～翌 1 月 | パブリックコメントの実施 |
| ・ 2 月議会      | 最終案報告        |
| ・ 3 月        | 計画策定（改定）     |

## 「健康徳島 2 1」の改定について

### 1 計画改定の趣旨

本県では、健康づくり対策の基本的な方向性を示す県健康増進計画「健康徳島 2 1」を策定し、健康増進につながる施策の総合的な推進に努めてきたところ、現計画の計画期間が今年度末に終了する中、本年 5 月、健康増進法に基づく国の基本方針「健康日本 2 1（第三次）」が告示されたことを受け、「健康徳島 2 1」を改定する。

### 2 計画期間

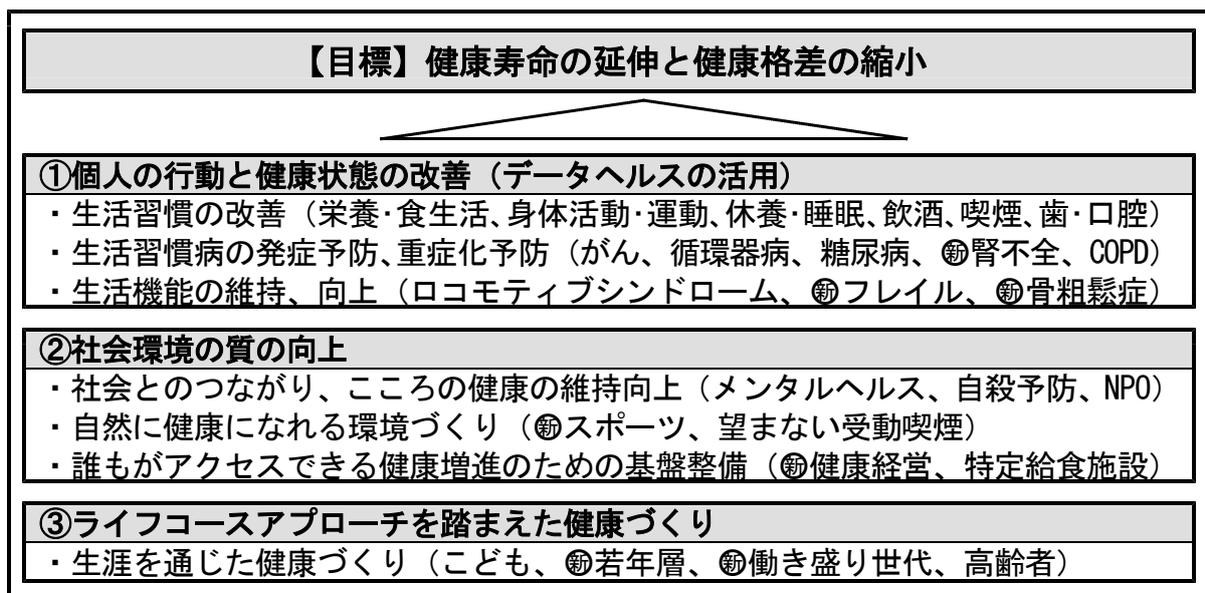
令和 6 年度から令和 1 1 年度（6 年間）

### 3 基本理念

「誰一人取り残さない！安心して暮らせる持続可能な健康とくしまの実現」

人生 1 0 0 年時代を迎え、社会の多様化の中で、個人の健康状態も多様化し、誰一人取り残さない健康づくりを推進するとともに、持続可能な社会の実現に向けて、全ての県民が生涯にわたって健康で安心して暮らせる徳島づくりを目指す。

### 4 計画の骨子（主な内容）



### 5 スケジュール案

- ・ 1 1 月 議会 素案報告
- ・ 1 2 月 パブリックコメントの実施
- ・ 2 月 議会 最終案報告
- ・ 3 月 計画改定

## 「徳島県がん対策推進計画」の改定について

### 1 計画改定の趣旨

「がん対策基本法」第12条に基づき策定した「徳島県がん対策推進計画－2018年改訂版－」のもと、がん対策を推進している。

今年度が計画期間の終期となる中、本年3月、国の「第4期がん対策推進基本計画」が示されたことを受け、現計画を改定する。

### 2 計画期間

令和6年度から令和11年度（6か年）

### 3 計画の骨子（主な内容）

#### 【基本理念】

「誰一人取り残さない！全ての県民とがん対策を推進し、がんの克服を目指す。」

目標：がんの年齢調整死亡率(75歳未満)の減少

#### ①科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実

- ・ 1次予防 がん予防に関する普及啓発(生活習慣・感染症対策)
- ・ 2次予防 誰もが受診しやすい検診体制の構築(受診率向上対策)

#### ②患者本位で持続可能ながん医療の提供

ライフステージやがん種等に関わらず、適切な医療を受けられる体制の充実

- ・ がん医療提供及び連携体制の整備
- ・ ⑧妊孕性温存療法（にんようせい）について
- ・ ⑧がんと診断された時からの緩和ケアの推進

#### ③がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上

- ・ サバイバーシップ支援（就労、アピアランスケア、自殺対策）
- ・ ライフステージ（小児・AYA世代、高齢者）に応じた療養環境への支援

#### ④これら(①～③)を支える基盤の整備

- ・ がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成の強化
- ・ ⑧がん登録の利活用の推進
- ・ ⑧患者・市民参画の推進（患者団体・民間団体との連携、がんへの理解促進）

### 4 スケジュール案

- ・ 11月議会 素案報告
- ・ 12月～翌1月 パブリックコメントの実施
- ・ 2月議会 最終案報告
- ・ 3月 計画策定（改定）

## 「徳島県歯科口腔保健推進計画」の改定について

### 1 計画改定の趣旨

歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「徳島県歯科口腔保健推進計画」について、「笑顔が踊るとくしま歯と口腔の健康づくり推進条例」や、国の示す新たな「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第2次）」も踏まえ、計画の改定を行う。

### 2 計画期間

令和6年度から令和11年度（6か年）

### 3 計画の骨子（主な内容）

#### 基本理念

「歯と口腔の健康づくりで生涯健康とくしまの実現」

#### 重点項目

- ・ 妊娠期及び乳幼児期等の歯科保健対策
- ・ 歯周病対策
- ・ 地域連携の推進

#### 具体的施策

- ① ライフステージ及びライフコースに応じた歯と口腔の健康づくり
  - ・ 個人の行動変容
    - 妊娠期・乳幼児期から高齢期に至るまでの各年齢層に応じた啓発・歯科保健指導
  - ・ 口腔機能の獲得・維持・向上
    - う蝕予防、歯周病対策、オーラルフレイル等に関する歯科口腔保健対策
- ② 歯と口腔の健康づくり推進のための環境整備・連携推進
  - ・ 歯と口腔の健康づくりに携わる人材の確保及び資質の向上
  - ・ 関係機関の連携促進及びデータの共有と活用

### 4 スケジュール案

- ・ 11月議会 素案報告
- ・ 12月～翌1月 パブリックコメントの実施
- ・ 2月議会 最終案報告
- ・ 3月 計画策定（改定）

## 「徳島県アルコール健康障がい対策推進計画」 の改定について

### 1 計画改定の趣旨

国の「アルコール健康障害対策推進基本計画」（令和 3 年改正）を踏まえ、本県施策のより一層の推進を図るため、徳島県アルコール健康障がい対策推進計画を改定する。

### 2 計画期間

令和 6 年度から令和 11 年度（6 か年）

### 3 計画の骨子（主な内容）

#### （1）各段階に応じたアルコール健康障がい対策

地域における相談機関、専門医療機関、かかりつけ医療機関、自助グループ等、関係機関による以下の各段階に応じた対策を実施

1. 発生予防  
正しい知識の普及と理解の促進による不適切な飲酒の誘引防止
2. 進行・重症化予防  
相談支援・連携体制の強化による早期発見・早期介入の推進
3. 再発予防・回復支援  
関係機関の連携による本人及び周囲への理解促進と支援充実

#### （2）切れ目のない支援体制

各段階に応じた対策を切れ目なく実施するため、関係機関による連携を推進し、包括的な支援体制を構築

### 4 スケジュール案

- |              |              |
|--------------|--------------|
| ・ 11 月議会     | 素案報告         |
| ・ 12 月～翌 1 月 | パブリックコメントの実施 |
| ・ 2 月議会      | 最終案報告        |
| ・ 3 月        | 計画策定（改定）     |

## 「徳島県ギャンブル等依存症対策推進計画」 の改定について

### 1 計画改定の趣旨

国の「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」（令和 4 年改正）を踏まえ、本県施策のより一層の推進を図るため、徳島県ギャンブル等依存症対策推進計画を改定する。

### 2 計画期間

令和 6 年度から令和 11 年度（6 か年）

### 3 計画の骨子（主な内容）

#### （1）各段階に応じたギャンブル等への依存対策

地域における相談機関、専門医療機関、かかりつけ医療機関、自助グループ等、関係機関による以下の各段階に応じた対策を実施

1. 予防対策  
学校や地域への啓発による正しい知識の普及と理解の推進
2. 相談・医療  
本人と家族への支援体制構築による早期発見・早期治療の推進
3. 再発防止・社会復帰  
関係機関の連携による本人及び周囲への理解促進と支援充実

#### （2）切れ目のない支援体制

各段階に応じた対策を切れ目なく実施するため、関係機関による連携を推進し、包括的な支援体制を構築

### 4 スケジュール案

- |              |              |
|--------------|--------------|
| ・ 11 月議会     | 素案報告         |
| ・ 12 月～翌 1 月 | パブリックコメントの実施 |
| ・ 2 月議会      | 最終案報告        |
| ・ 3 月        | 計画策定（改定）     |

## 「徳島県循環器病対策推進計画」の改定について

### 1 計画改定の趣旨

本県では、循環器病の予防、循環器病患者に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実を図るため、「徳島県循環器病対策推進計画」を策定している。

今年度が計画終期となる中、本年3月、国の「循環器病対策基本計画（第二次）」が示されたことを受け、本県における循環器病対策のより一層の推進を図るため、「徳島県循環器病対策推進計画」を改定する。

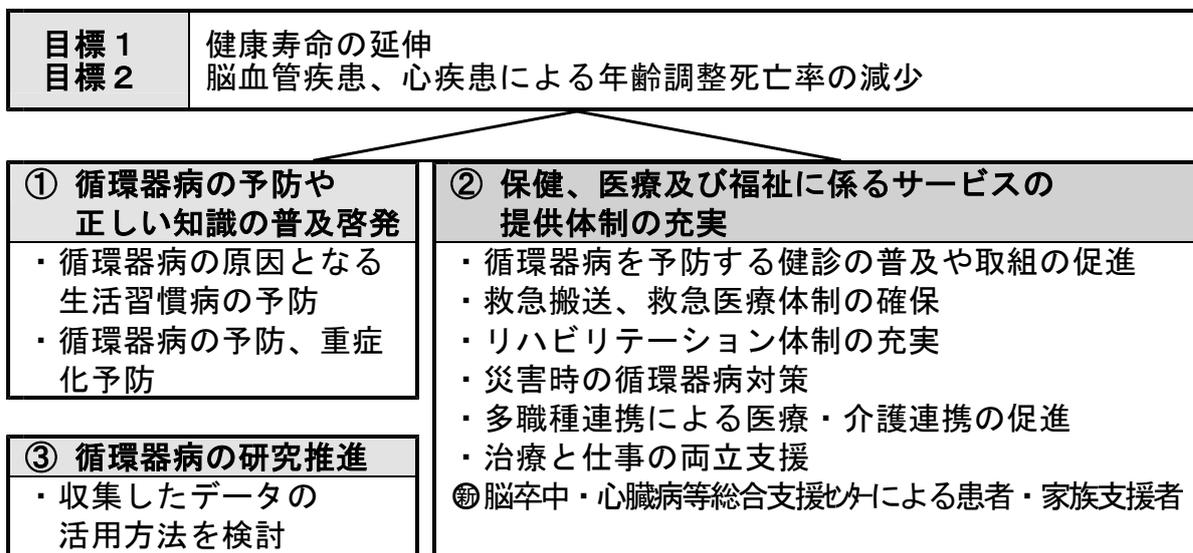
### 2 計画期間

令和6年度から令和11年度（6か年）

### 3 基本理念

循環器病の予防から医療・福祉サービスまでシームレスに提供され、県民一人ひとりがその人らしく暮らせる徳島づくり

### 4 計画の骨子



### 5 スケジュール案

- |          |              |
|----------|--------------|
| ・11月議会   | 素案報告         |
| ・12月～翌1月 | パブリックコメントの実施 |
| ・2月議会    | 最終案報告        |
| ・3月      | 計画策定（改定）     |

## 「徳島県肝炎対策推進計画」の改定について

### 1 計画改定の趣旨

肝炎対策基本法に基づき、国の基本指針及び本県の現状を踏まえた総合的な肝炎対策を実施するため、本計画を改定する。

### 2 計画期間

令和6年度から令和11年度まで（6か年）

※3年目で中間見直しを行う。

### 3 計画の骨子（主な内容）

#### (1) 基本理念

㊦肝炎患者等が早期に診断され、安心して適切な肝炎医療を受けられる社会の構築により、「肝炎の完全な克服」を目指す。

#### (2) 施策の柱・取組方針

- ① 肝炎の予防のための施策の推進
  - ・正しい知識の更なる普及と新規感染予防の推進
  - ・㊦肝炎患者等に対する人権の尊重
- ② 肝炎ウイルス検査の受検促進
  - ・検査体制の整備
  - ・受検勧奨の促進
- ③ 肝疾患医療体制の確保
  - ・肝炎ウイルス陽性者フォローアップ体制の整備・推進
  - ・診療体制の整備
- ④ ㊦肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成
  - ・㊦肝炎医療コーディネーターの育成と活躍促進
  - ・㊦肝疾患専門医療機関の治療水準の向上
- ⑤ 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化・充実
  - ・適正な受診の促進と治療に対する支援
  - ・肝炎患者等やその家族等への相談体制の充実
  - ・就労支援の環境整備

### 4 スケジュール案

- ・11月議会 素案報告
- ・12月～翌1月 パブリックコメントの実施
- ・2月議会 最終案報告
- ・3月 計画改定

## 「感染症の予防のための施策の実施に関する計画」 （徳島県感染症予防計画）の改定について

### 1 計画改定の趣旨

感染症法に基づき、国の基本指針及び本県の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、現計画を改定するもの。

### 2 計画期間

令和6年度から令和11年度（6か年）

※3年目で中間見直しを行う。

### 3 計画の骨子（主な内容）

- 感染症の発生予防やまん延防止のための施策
- 感染症に関する情報収集及び調査研究
- 医療提供、検査、患者移送に関する体制の確保
- 宿泊施設の確保や外出自粛対象者の環境整備
- 感染症に係る啓発及び人権の尊重
- 人材の養成や保健所体制の強化
- 特定病原体の取扱い
- 緊急時における施策、その他

### 4 スケジュール案

- |          |              |
|----------|--------------|
| ・11月議会   | 素案報告         |
| ・12月～翌1月 | パブリックコメントの実施 |
| ・2月議会    | 最終案報告        |
| ・3月      | 計画策定（改定）     |

## 「とくしま高齢者いきいきプラン」の改定について

### 1 計画改定の趣旨

介護保険法118条の規定により「3年を1期」として定められており、令和5年度で現行計画の計画期間が終了するため、新たな計画を策定する。

### 2 計画期間

令和6年度から令和8年度（3か年）

### 3 現計画の主な内容

- ① 生涯を通じた健康・活躍の推進
  - ・介護予防・健康づくり施策の充実・推進
  - ・いきがづくり・社会参加の促進 等
- ② 自分らしく生きられる地域社会の実現
  - ・高齢者が住みやすい地域づくり
  - ・災害・感染症対策の推進 等
- ③ 安全・安心な介護サービス体制の構築
  - ・適切な介護サービス基盤の整備
  - ・介護給付適正化の推進 等

### 4 スケジュール案

- |          |              |
|----------|--------------|
| ・11月議会   | 素案報告         |
| ・12月～翌1月 | パブリックコメントの実施 |
| ・2月議会    | 最終案報告        |
| ・3月      | 計画改定         |

## 「徳島県障がい者施策基本計画」の改定について

### 1 計画改定の趣旨

障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策の推進を図ることを目的とする「障がい者施策基本計画」及び障がい福祉サービス等の円滑な実施を確保することを目的とする「障がい福祉計画」並びに「障がい児福祉計画」について、各計画の総合的な調和を図り、更に「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」の実施計画と位置づけ、これらを一本化した「徳島県障がい者施策基本計画」を策定している。

現行の計画が今年度末で終了することに伴い、計画を改定する。

### 2 計画期間

令和6年度から令和11年度（6か年）

※計画3年目に中間見直しを行う。

### 3 計画の骨子（主な内容）

- ・差別の解消、虐待の防止及び権利擁護の推進
- ・情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- ・雇用・就業、経済的自立の支援
- ・スポーツ・文化芸術活動等の振興
- ・自立した生活の支援

### 4 スケジュール案

- |          |              |
|----------|--------------|
| ・11月議会   | 素案報告         |
| ・12月～翌1月 | パブリックコメントの実施 |
| ・2月議会    | 最終案報告        |
| ・3月      | 計画策定（改定）     |